

論文

東京大学予備門成立過程の研究

新谷 恭明

はじめに

一 東京大学予備門成立の経緯

二 移行に伴なう措置

わりに

てきた。何故予備門という特異な形態の学校がつくられることになつたのか、そしてどうしてこの二校の合併の上に予備門をつくることになつたのか、という点については全く触れられていないか、推測の域

を出ていないのである。また東京大学予備門は新しい一個の学校である。そうであるかぎり、一個の学校としての制度的文化的特性を有するのであるが、それは前二校のいずれかがあらかじめもつていたもの

を引き継いだのか、それとも全く新たに生み出されたものなのか、が解明されなければならない。そのためにはこの二校が合併するにあた

つて教員、生徒等の移動状況、校則、学科課程等の作成過程などが把握されなければならないが、これも十分に明らかにされているとはいえない。

本稿はこうした問題点についていくつかの史料をもとに東京大学予備門の成立過程を明らかにしようとするものである。そうすることによつて草創期の東京大学予備門が制度上内包していく文化的基礎が明確になつてくるとともに、その卒業生のみが東京大学への入学を許されるといった予備門の表層的な特権機能の内的側面を解説する手がかりとなるであろう。

一 東京大学予備門成立の経緯

本論にはいる前に東京大学法理文三学部の前身である東京開成学校ではどのようにして新入学生を受け入れていたのかを見ておこう。東京開成学校の組織は専門科三ヶ年、普通科三ヶ年の課程から成つてゐる。そして普通科卒業後専門科へ進むといふシステムであつた。普通科はいわゆる予科であつて専門科で学ぶための基礎となるべき普通学を教授するところである。東京開成学校で学ぶことを希望するものは原則的にこの普通科へ入学しなければならなかつた。普通科の入学規定がはじめて明文化されたのは明治八年一月のことである。⁽²⁾ このとき東京開成学校規則が制定され、その第二章が「入学ノ試験及法式」となつており入学資格は次のように定められた。

第一条 身体壯健行狀端正且年齡十五以上二十以下ニシテ試験ノ上へ上第ノ

モノハ入学ヲ許スベシ

そして入学試験については以下の規定が定められた。

第四条 文部省所轄ノ英語学校ニ於テ下等語学卒業ノ証書及当校ニ入学スルヲ得ベキ免状ヲ所持スル者ハ入学試験ヲ要セス其餘ハ左ノ試験ヲ受クベシ

第一 身体診査

第二 國文読書

第三 英語

口授割記
実際会話
讀方

第四 英文典

九品詞
文章論

第五 地理

東西兩半球

第六 算術

分数比例
平方根
立方根

第七 歴史

萬國史大意

これによると官立英語学校下等語学卒業のものは無試験で入学が認められたことになる。しかし、新設の官立英語学校ではまだ下等語学卒業生を輩出するに至らず、この年の入学者の出身校は次に示すように大半が東京英語学校であった。

東京英語学校 二十九人

その他 九人

臨時入学 十六人

計 五十四人

翌九年には再びこの規定は改訂される。⁽⁴⁾ 即ち、「第一章 入学」の要点をあげると、

第一条 普通科ニ入学志願ノ者ハ次ニ記載スル科目ノ試験ヲ經及第セサレバ

試験科目

入学ヲ許サズ

国書文章
英語作文
地理図誌及地政
万国歴史大綱

算術及代数一次方程式

第四条 入学志願ノ者ハ齡十六年以上トス

この改訂によつて官立英語学校の無試験入学の特典はなくなつた。

しかし、東京以外の英語学校においても下等語学卒業以上の生徒を擁するようになり、明治九年の入試の結果は次のようになつた。⁽⁵⁾

東京英語学校

三十七人

大坂英語学校

十二人

愛知英語学校

九人

広島英語学校

九人

長崎英語学校

四人

新潟英語学校

四人

その他

四人

臨時入学

十人

計

八十九人

官立英語学校出身者は臨時入学を除く七十九人のうち七十五人を占め、また東京英語学校出身はそのうち三十七人（四十七%）に至つてゐる。東京英語学校からの進学者が圧倒的に多いのはこの学校が地理的に東京開成学校の近くに位置していたということばかりではなく、

東京英語学校の教育姿勢が語学の修得にとどまらず上級学校への進学に向かつてゐたことによる。これは以下に掲げる東京英語学校年報（明治八年度）を見ると明らかである。

本校設立以来日猶浅キヲ以テ学規書器等未タ尽ク具備セスト雖ニ漸次旺盛ノ

域ニ進ミ入学ヲ請フ者日ニ増シ月ニ加リ十二月ノ現員タル実ニ六百二十九名ナリ而シテ本校ノ如キ英語ヲ以テ普通教科ヲ教導スルノ所ナリト雖ニ此ノ如ク生徒ノ望ヲ属スル所以ノモノハ速ニ語学ヲ卒業シ後皆専門ノ大学ニ入ラント欲スルノ宿志アレハナリ然レハ本校ハ亦専門予備ノ学校ナルヲ以テ将来ノ盛大ヲ期望シ一層勧援ノ方法ヲ施シ以テ専門学科ノ予備生ヲ育成セサル可ラス然リト雖ニ此等タルヤ有識ノ教師ト巨多ノ金額ヲ要スルノミナラス生徒進学ノ度ニ関スル所アレハ復々急ニ整齊スヘキニ非ラス故ニ追次完備ヲ期スルアラントス今ヤ明治八年ノ年報ヲ呈スルニ際シ聊カ将来ノ管見ヲ具陳ス

頌首謹言

明治九年三月

東京英語学校長心得

服部一三

同 学校長 肥田昭作

文部大輔田中不二麻呂殿

（傍点新谷）

右の年報中の記述に従えば東京英語学校ではその生徒が語学修得よりももつばら上級学校ニ東京開成学校への進学に傾注していることがわから「専門予備ノ学校ナルヲ以テ将来ノ盛大ヲ期望」していることがわかる。このことは東京英語学校が東京開成学校への進学実績と生徒の進学意欲をふまえてその予備教育機関への純化をねらっていたことを示すものである。

しかし、この希望はあくまで希望的なものにすぎず、まだ具体的提案には至っていない。

はじめて独立した専門学への予備教育機関の設置を提案したのは東京開成学校の側であった。東京開成学校では専門大学校として充実することを緊要の課題としていた。それにはなにより専門学科の増設がもとめられていた。しかし、専門学科を増設すればそれに伴なつて普通科（予科）をも拡張しなければならない。そこで東京開成学校長補瀬尾新は『東京開成学校第三年報』に於て以下の提案をした。

又茲ニ一大要件ノ別ニ陳述セザル可ラザル者アリ今本校曰ニ設ル所ノ専門学科五アリ即チ法学化学工学物理学製作學ナリ而テ此五専門中物理學製作學ノ如キハ設置ノ本旨其趣ヲ異ニスルヲ以テ唯法化工ノ三専門アリト云フモ可ナリ方今我国諸科専門ヲ拡張スル「最モ急ナルノ秋ニ際シ本校ノ如キ既ニ専門大學校ノ名号ヲ受ル者豈啻ニ此三学科ヲ教授スルノミニシテ足レリト為ンヤ当ニ漸次博物學金石學地質學採鉱學物理學數學天文學文學性理學史學等ノ諸科ヲ増設シ専門教育ヲシテ益隆盛ナラシメザル可ラス而テ此諸科ヲ完設スルニ至ルハ固ヨリ教閑年ノ久シキヲ期スト雖氏今ヨリ宜ク其準備ヲ為シ生徒ノ増員スルニ從ヒ一二年中必ス専門二三科ヲ増設セザル可ラス又工學ノ如キ已ニ本校ニ設置スル以上ハ機械土木ノ二科ニ別タザル可ラス然リ而テ容易ニ其増設ヲ実施スルヲ得ザル者ハ本校専門科ノ外ニ普通予科ノ教育ヲ兼ヌルヲ以テナリ而テ其予科三年ノ課程ヲ設クル所以ノ者ハ方今応募來集スル生徒未タ全ク普通ノ課程ヲ履脩スル者ナキヲ以テ直チニ専門ニ入ラシム能ハザルニ因ルナリ今試ニ七科専門ヲ設ケ其課程各三年トスレハ一年一級ニシテ各三級ナリ而テ一級ノ生徒二十五人トスルモ一科三級ニシテ七科二十一級即チ其生員五百二十五人トナルナリ此専門生徒アレハ普通予科生徒モ亦此数ヨリ以上無可ラス故ニ一科ノ専門ヲ増設スル毎ニ必ス普通予科ノ生徒數十人増員セ

ザルヲ得ス是レ一費ニシテ専門諸科ノミナラス普通予科ノ兩教育ヲ負担スル甚ダ難シトスル所以ナリ此ニ由テ之ヲ考レハ向後本校ニ於テ諸科専門ヲ増設セント欲セハ先ツ別ニ普通予科ノ教育ヲ專担スル所ノ學校ヲ設置シ本校現今ノ普通予科三年ノ課程ヲ之ニ移シ該科ヲ踐脩セシメ以テ専門ニ入ルヲ得ベキ者ヲ陶成セシムルヲ要ス且ツ夫レ仮ニ本校ニ七科専門ヲ設ルトナセハ彼ノ普通予科三年ノ課程ヲ教授スル學校ヨリ年々少クモ一専門二十五人即チ七専門合テ百七十五人ノ普通科卒業生ヲ送進シ本校へ入学セシムルヲ要スノ如クスレハ本校・純然タル専門大學校トナリ諸科専門ヲ増設スルヲ得ベキナリ故ニ此挙亦本校専門教育上将来ノ一大要件ナリ而テ博物學金石學地質學採鉱學物理學數學天文學文學性理學史學等ノ諸科ヲ増設スル順序ノ如キハ又將ニ漸次開具スル所アラントス本校今此要件ヲ陳述スルニ至ルト雖比今ヲ距ル僅ニ數年前ヲ回顧スレハ明治六年初テ専門學校トナルヤ當時予科生徒ノミニシテ未タ専門ニ入ルベキ者ナシ然ルニ昨明治七年生徒専門ニ入ル者アリシ以還本科生徒逐次増員シ又将ニ予科生徒モ陸續本科ニ進入セントスルヲ以テ遂ニ専門ノ増設ヲ要スルニ至リシハ獨リ本校ノ幸榮ノミナラス抑亦國家教育進歩ノ徵ニシテ豈是ヲ國家ノ慶祥ト謂ハザル可ンヤ

（傍点新谷）

少し引用が長くなつたが、この意見書に於て瀬尾新は、（一）近年中に専門学科を少なくとも二三科は増設したい、（二）専門学科を増やせばそれだけ普通科の生徒も増やさねばならないがそうすれば一校では教育上の負担が大きすぎる、（三）それ故普通科のみ別の学校を持つくりたい、（四）そうすれば純然たる専門大学校となりうるであろう、という要旨の提案をなしたのである。この『東京開成学校第三年報』中の意見書は先の『東京英語学校年報』とほぼ同時期に公表されてい

まりめだつた反応はしていない。しかし、翌十年はじめ経費節減のために七官立英語学校中東京大坂を除く五校を廃止する動きが文部省内にあらわれた。⁽⁶⁾ 廃止は免れるものの東京英語学校は大きな危機感にみまわれたにちがいない。早速、前掲の濱尾意見書にある「普通予科ノ教育ヲ専担スル所ノ学校」に転身したい旨を伺出了。⁽⁷⁾

客年十一月支校建設之儀ニ付伺書中既ニ開陳候通當校語学ハ上下ノ二等ニ相

分タレ居候処現時開成学校予科ノ如キハ其教科當校上等語学科ニ適當スルヲ以テ當校ノ生徒下等教科ヲ卒業スルヤ直ニ該校ニ進入シ上等語学ノ科ハ徒ニ有名無実ノ冗位ニ属スルニ似タレハ自今上下ノ称ヲ廢シ以テ當校教科ヲ一層高尚ニ改進セシメ度候就チハ開成学校昨年々報中該學校長補濱尾新意見書ノ旨趣モ有之候得ベ更ニ該校之子科學ヲ漸々當校ニ譲受ケ右予科學ノ一二ヲ除ノ外ハ悉皆當校ニ於テ卒業スルヲ得セシムル様致度此段至急相伺候也

東京英語學校長

明治十年一月八日

文部大輔田中不二麿殿

服部一三

文部省學務課
御中

東京開成學校

本校予科學ヲ漸々譲受度段東京英語學校ヨリ伺出候趣ヲ以テ右伺書寫相添本校意見御承知被成度云々去ル十日付ニテ御照会相成居候處該件早々御指令相成度旨該校ヨリ申出候ニ付即今見込ノ処速ニ回答有之様尚御申越ノ趣領承致候右ノ件者書上ニ而難尽次第モ有之ニ付何レ綜理出省之上貴課長江面晤可致存候案此段及御答候也

明治十年一月廿三日

東京開成學校綜理がいつ出省し、どういふ論議がなされたかは定かではない。また単に東京英語學校が東京開成學校の予科を譲り受けるにとどまらず予備門といふこれまでに類例のない名称を附した経緯も不明であるが、三月二十四日、文部省は左記書面を以て東京英語學校を東京大學に附屬させ、東京大學予備門としたい旨を伺出している。⁽¹⁰⁾

当省所轄東京英語學校ノ儀ハ東京開成學校ニ設置スル専門学科ニ昇進スヘキ生徒ニ階梯ヲ与ヘ予備學ヲ教授スルノ旨趣ニ候處這般右開成學校ヲ東京大學ト改稱候ニ付テハ自今同校ヲ該大學ニ附屬セシメ東京大學予備門ト唱候様致度此旨相伺候也 三月

これは三月二十九日、法制局で取調の上、「伺ノ通御裁可相成可然哉御指令案取調仰御高裁候也」として太政官へまわされ、四月五日裁可を得た。そして四月十二日文部省布達第三号を以て東京英語學校は東京大學予備門となつたのである。⁽¹¹⁾ 東京大學に対しても左の通達があり、⁽¹²⁾ 予備門は法理文三学部の管轄下におかれることになつた。

日になつて東京開成學校から左の回答があつた。⁽¹⁰⁾

東京英語学校自今東京大学予備門ト改称東京大学ニ附屬セシメ候条比旨相達

候事

但該予備門ハ當分法学理学文学部所轄之事

明治十年四月十二日 文部大輔田中不二麿

こうしてみると東京大学予備門の創設に至ったのは濱尾意見書にもとづく東京英語学校—東京開成学校の間の専門学予科学分離計画と、東京開成学校—東京医学校の間の東京大学設立計画とが交錯したことによると考えられる。先に示した東京大学宛の通達の案文は東京大学法理文三学部に於て作成され、その際の宛名は「東京大学」ではなく、「東京大学法学部理学部文学部」宛になっている。⁽¹⁵⁾ これからみると、予備門の設立は東京大学設立計画に予科專担学校設置案がわりこんで実現したものであつて、医学部の前身である東京医学校の側とは全くの無交渉か、交渉があつたにしてもほとんど議論は進展しなかつたのであろう。東京医学校は独自の予科をもつておらず、その内容は旧東京開成学校普通科や東京英語学校とは全く異なるものであつて急には統合は無理であつたし、現存の予科を継続することで予備教育については何の不都合もなかつたからである。このため医学部予科が予備門に統合されるにはまだ数年を要するとなつたのである。⁽¹⁶⁾

また同日文部省学務課長から「予備門管理者ノ称呼並ニ其権限等」をどのようにするかについて意見を求めてきたので、翌十三日左記の回答をした。⁽¹⁷⁾

今般東京英語学校東京大学予備門ト改称東京大学江附属相成候ニ付テハ該予備門管理者ノ名称ヲ幹理トシ從前ノ東京英語学校長服部一三ニ至急其任ヲ嘱セラレ度此段相伺候尤モ其権限等ハ取調ノ上追テ経伺ニ及フ可ク候也

東京大学法理文学部綜理
加藤弘之
明治十年四月十三日

文部大輔田中不二麿

ここでは予備門の管理者の称呼は幹理とする旨経伺したのであるが、どういきさつからか同日文部省は幹理ではなく予備門・主幹といふ称呼を採用し服部一三をその職に任じたのである。⁽¹⁸⁾ また東京大学法理文三学部綜理補濱尾新にも主幹を兼務させた。

次いで翌十四日「予備門権限等」について伺を出したが、これは即日文部省の承認を得て⁽¹⁹⁾いる。

東京英語学校東京大学予備門ト改称當分本部ノ所轄ニ付セラレ候ニ付テハ予備門権限之儀ハ至急取調上申可致候得共先ソ差向權リニ去ル八年中英語學校江下渡相成居候外務規制及權限ヲ以テ該門主幹ヲシテ事務為取扱從前文部卿ニ申稟スヘキ条款ハ本部綜理ノ許可ヲ經施行セシメ候様致シ度此段相伺候条至急敷可有之度候也

東京大学三学部綜理

明治十年四月十四日 加藤弘之

文部大輔田中不二麿

これは第一に旧東京英語学校のもつていた「外務規制及權限」を予備門へそのまま移行させ、主幹がその事務の取扱を行うこと、第二にそれまで東京英語学校が「文部卿ニ申稟スヘキ条款」としていたものが本部綜理の管轄となることとされ、事務の実態は変わらず責任の所在が東京大学に移行したのである。

二 移行に伴なう措置

第 I 図

年齢	専門科			開校
	3年	2年	1年	
21	3年	2年	1年	京学
20	3年	2年	1年	東成
19	3年	2年	1年	京学
18	3年	2年	1年	英校
17	3年	2年	1年	京学
16	3年	2年	1年	東語
15	3年	2年	1年	京学
14	3年	2年	1年	東語
13	3年	2年	1年	東語

※東京英語学校1年は5.6級、2年は3.4級、3年は1.2級、東京開成学校1年は3級、2年は2級、3年は1級から成る。

東京大学予備門は東京英語学校と東京開成学校普通科との合併によって成立したのであるが、この移行に伴なつて生徒、教師の移動やその他の制度上の改革はどうのように行なわれたのであらうか。

まず生徒の移動についてみてみよう。

合併前の両校の組織は東京英語学校が上等語学科三年六級、下等語学科三年六級、東京開成学校普通科三年三級であった。東京開成学校への入学水準は下等語学卒業であったから両校の組織を比較すると第一図のようになる。これをみると東京開成学校への進学が目的となるならば東京英語学校上等語学科の存在はどうしても有名無実のものとならざるをえない。

ともかくこの二校が合併して予備門を形成したのであるが、この年度中（明治十年八月末まで）はこのままの型ですすみ、旧予科生徒は「足ク予備門に合併スヘキモノ、如シト雖モ当時便宜ノタメ當学年中ハ旧ニ仍リ本部ニ於テコレヲ所轄セル」ことにされた。即ち、旧東京英語学校と旧東京開成学校予科とは所在位置、組織等に於て事実上旧來通りの異なつた学校のままであった。そして名目上旧東京開成学校

普通科生徒を予備門第一級、第二級、第三級に、旧東京英語学校生徒を同じく第四級、第五級に編入し、前者を予備門上級学科、後者を下級学科と通称した。⁽²⁴⁾ このまま両校は旧制にしたがつて学期を終え、九月になつて「予備門ヲ大学法理文学部構内ニ移シ其北校ノ全室ヲ以テ之カ教場ニ充テ」⁽²⁵⁾ることとし予備門は漸く一箇の校舎内にまとまつたのである。組織的にも「法理文ノ三学部トモ学期ヲ四個年トシ其最初ノ一年間ニハ從前予科ニ於テ最上級トスル所ノ課目ヲ予備門中ヨリ抜テ今三学部中ニ置ク」という改革を行ない予備門の最上級課程を法理文三学部の第一年級に編入することにした。これによつてこれまで暫定的に上級学科三級下級学科二級の五級からなつていいたものを四級にすることとなつたのである。この間の生徒の移動状況を『東京開成学校一覧』『東京大学法理文三学部一覧』掲載の生徒名簿等の資料をもとにおさえてみよう。明治九年九月から明治十年八月までを対象にした『一覧』が欠けているためにその間は推測によるが東京開成学校普通科に明治九年七月に在籍していた生徒の移動状況を実数で追つてみると第一表のようになる。

普通科一級に在籍の生徒が専門科下級に昇級するのは問題はないとしても普通科二級甲の組の生徒の多くが一級ではなく専門科下級に昇級しているのは以前（明治八年九月まで）普通科が一年二級制を施していいたときの名残であつて『東京開成学校第四年報』の記述にしたがえば「予科第二級甲生徒ハ之ヲ予科一級ニ進入セシメスシテ直チニ本科ニ進入セシムルノ目的ニテ学年ノ終リニ試験ヲ受ケシムヘキハ校議既ニ決スル所ナリ」という組のためである。これは普通科三級甲につい

第Ⅱ図 予備門成立前後の生徒の移動
(東京開成学校予科生徒)



※「予科」は東京開成学校予科及び予備門本部預り分。
「下等」は東京英語学校下等語学科。三学部は東京大学法理文の各学部。

第Ⅲ図 予備門成立前後の生徒の移動
(東京英語学校生徒)



第Ⅰ表 東京開成学校普通科生の移動状況

級	期間	~M. 9. 8	M. 9. 9~M. 10. 8	M. 10. 9~
普一級	23	→(専下級) →(普一級)	→学3年 11 →学2年 2 →不詳 10	
普二級甲	31	→(専下級) →(普一級)	→学3年 20 →学2年 4 →不詳 7	
普二級乙	29	→(普一級)	→学2年 23 →不詳 6	
普三級甲	28	→(普一級) →(普二級) →(普三級)	→学2年 17 →学1年 1 →予備門 2 →不詳 8	
普三級乙	19	→(普二級) →(普三級)	→学1年 15 →予備門 2 →不詳 2	
普三級丙	22	→(普二級) →(普三級)	→学1年 14 →予備門 2 →不詳 6	
物予上級	15	→(物専下級) →(物予上級)	→学2年 11 →学1年 1 →不詳 3	
物予下級	14	→(物専下級) →(物予上級)	→学2年 1 →学1年 11 →不詳 2	

※普は普通科、専は専門学科、物予・物専は物理学予科・同専門科、学は法理文三学部の略。甲、乙、丙はクラス名。数字は生徒数。() 内は推測。

※『東京開成学校一覧』明9年度、『東京大学法理文三学部一覧』明11年度より作成。

ても同様であった。

八

次いで明治十年九月の法理文三学部及び予備門の編制改革でそれまで東京開成学校専門学科が上中下の三年三級制であったものが四年制の学部になつたため予備門最上級生を学部一年に繰り上げたことで専門学科下級生は三学部の三年に、予備門(旧普通科)一級は三学部一年に、そして予備門二級は三学部一級はそれまでの予備門三級の生徒が昇級することになった。これを図示すると第Ⅱ図のようになる。

また旧東京英語学校生徒は下等第一級の生徒を十年四月の時点では予備門第四級、下等第二級を予備門第五級としたが、この生徒は九月の編制改革ではそれぞれ予備門の一級、三級に昇級した。またそれ以下の生徒は級外生として扱い、九月の段階で予備門第四級に編入している。この移動状況を図示したものが第Ⅲ図である。

この結果、予備門は十年九月以来、一級は旧東京開成学校普通科生、二、三、四級は旧東京英語学校生を中心に構成されることになつた。こうしてみると東京大学予備門は事实上、東京英語学校を土台に形成されたものといえよう。

教師については東京英語学校の教師がそのまま予備門の教師として残留した。十年八月までは上級学校(旧普通科)は従来通り東京開成

学校の教師による教授が続けられていたが九月新学期以降は旧東京英語学校の教師によって教鞭がとられた。但し本部の教授が出席して教えることはあった。この点が以前とは異なる程度である。

こうした生徒、教師をめぐる措置によって上級学科、下級学科といふ区別も意味を失ない、校舎も組織も統合されたのであるが、これを維持すべき教則はまだつくられてはいなかつた。ただかつての東京英語学校という独立した学校は姿を消し、すべて新生東京大学の管轄下に包摶されたことだけは確かである。新たに教則を制定するまではほぼ旧東京英語学校の教則を基本にした暫定的な運営を行なつてゐたがその内容は明らかではない。新しい教則制定については文部省と法理文三学部との間で論議が重ねられており、大学側の見解によるとこの暫定期的教則での運営を「半年若シクハ一年間実行シテ其適否ヲ検査」した上で新しい教則を制定したい、といふものであった。

そして約半年たつた翌十一年六月、漸く予備門の教則が制定された。これは左記の通りである。⁽²⁹⁾

通則

一、当門学科ハ東京大学法学部理学部文学部ニ進ムカ為メノ予備ニシテ博ク普通ノ課目ヲ履修セシムル者トス而シテ其学期ヲ四閏年トシ隨テ生徒ノ階級ヲ四等トス故ニ此四箇年ノ課程ヲ卒ヘテ試業完キトキハ則チ之ヲ卒業ノ期トシ本人ノ撰ニ任せ法理文ノ一部ニ入ラシム
但普通科ノ學修ノミヲ主旨トスル者ハ卒業ノ後直チニ退学スルヲ許ス尤モ給費生ハ此限ニ非ス

これによつて修業年限は四ヶ年、予備門卒業生はそのまま法理文の

いづれかの学部に入学すること、があらためて確認されたのである。

このとき学科課程も明らかにされたが、それによると英吉利語、数学、画学、和漢字が全学年共通であり、第一年は地理学、第二年では地理学及び史学、第三年は第一期に史学と生理学、第二期に史学と植物学、そして第四年第一期が物理学、動物学、第二期が経済学、物理学そして化学を全学年共通科目に加えた構成になつてゐる。この学科課程を東京英語学校⁽³⁰⁾及び東京開成学校⁽³¹⁾普通科と比較してみると両校の学科課程を微妙に組みあわせて編制したあとがみられる。必ずしも東京英語学校の旧規に倣うのではなく、習字、唱歌、体操など東京英語学校時代の学科を書き画学を全学年にとりいれるなど東京開成学校普通科の学科構成の特徴も大いに採用しているのである。また和漢学を組み込んだことは前身の二校にはないことであるが、これは新設の文部部和漢学科への進学者を考慮したことであろう。

これに伴ない入学の規定にも変更があつた。即ち、「東京大学予備門諸規則」のうちの校則第四条より第十一条が入学についての規定であるが、これによると、「入学志願ノ輩ハ種痘或ハ天然痘ヲナセシ者ニシテ其年齢十三年以上ノ者タルヘシ、但身体智慧ノ況状ニ因リ定齡以下ノ者ト雖モ入学ヲ許ス「アルヘシ（第五条）」と入学資格を規定している。入学年齢は東京開成学校普通科に比べると下がつてゐるが、これは学部四年予備門四年と在学期間が長くなつたため低下したものである。ただ、但書として能力に応じて定齡以下の者にも入学の機会を与えたことが注目される。また入試科目も軽減された。「入学志願ノ輩ハ少ナクトモ次ニ記載スル所ノ課目ヲ予修セシ者ニ非サレハ之ヲ

許サス（第六条）として以下の予修課目をあげてある。

国書　日本地誌要略

英語　綴文、読方

算術　分数、小数

これは旧東京英語学校下等第五級（一年）終了の水準であり、定齡同様に学部予備門の在学期間の長さに対応したものであるが、科目数が減ったことは明らかに軽減である。そのため翌十二年には次のように入試科目が改定されて微調整が行なわれたのである。

和漢学　（国史學要　作文　単簡ノ俗文）

英語学　（読方　綴文　解釈）

算術　（分数　小数）

しかし、こうして制定された学科課程や諸規則も毎年のように改定されてしまう。それには一年を二期制から三期制へと改める⁽³³⁾とか、学年を三ヶ年に短縮する⁽³⁴⁾とか、分科を設立するなど予備門の組織自体の改革によるものも多いが、それらすべてを含めて、東京大学へ生徒を送る唯一の学校としての確固たる内実を形成しようとする試行錯誤であったといえよう。

東京大学予備門の設立は大学予備教育を一本化しようという最初の試みであったにもかかわらず、構想は未成熟のまま現実だけが先行していったのだといえよう。これは予備門設立構想の基本的要因が大学予備教育の充実という点から生まれたのではなく、専門教育の充実をはかる上ではみだした部分を何とか体裁をつけて保持しようという点にあつたことによると考えられる。その意味で東京大学予備門の以後十年の歩みは大学予備教育の重要性を再認識し、序々にその内実を確かなものにしていくための試行期間であったのだといえよう。事実、東京大学予備門は発足以来改革のとどえたことはない。漸く予備門のなかに落ちつきがみられたころ、即ち大学予備教育といふものが高等

以上述べたように東京大学予備門は東京開成学校と東京英語学校の双方の事情、即ち専門大学校としての発展をめざすために予科を切り離して予備教育専担の学校をつくりたいという希望と、諸官立英語学校の廃止に伴なう危機感に加え、大学校への進学に傾斜している事情

おわりに

教育と中等教育のはざまに自らの定位位置を確保したとき、予備門は東京大学の手をはなれる。⁽³⁵⁾そして廃校から高等中学校の設立へと大学予備教育は大きく躍進するのである。発端が専門学からの予科の切り離しであつたにしても、それをひきうけたものが東京英語学校といふ高等教育以前の学校であつたことが、十年の予備門の試行期間を経て大学予備教育が地歩を固め得た最も重要な要因ではなかろうか。その意味において予備門成立過程について一応の分析をえたことには満足している。

註

- (1) 昭和五十一年度教育史学会大会における神辺靖光氏の研究発表『学制期における中学校観について』では生徒の移動状況に若干触れている。
- (2) 「東京開成学校規則」『東京開成学校一覧』明治八年度
- (3) 『東京開成学校第三年報』
- (4) 「東京開成学校諸規則」『東京開成学校一覧』明治九年度
- (5) 『東京開成学校第四年報』
- (6) 『太政類典』
- (7) 『文部省往復』明治十年之内丙
- (8) 同 右
- (9) 同 右
- (10) 『太政類典』第一編一四五卷之下
- (11) 同 右
- (12) 同 右
- (13) 同 右
- (14) 同 右
- (15) 『文部省往復』明治十年之内甲
- (16) 『含要類纂』卷八十三文部省開甲
- (17) 医学部予科を予備門分離としたのは明治十五年であり、本義と分離が

統合されるのは明治十七年である。しかしその後も前本義生徒、前分義生徒の呼称は残っており、完璧に統一されるころには予備門は最後の時期を迎えてくる。

- (18) 『文部省往復』明治十年之内甲
 - (19) 同 右
 - (20) 同 右
 - (21) 同 右
 - (22) 「予備門主幹ノ申報」『東京大学法理文三学部第五年報』
 - (23) 同 右
 - (24) 『第一高等学校六十年史』
 - (25) 『東京大学予備門主幹服部一三第一申報』『東京大学法理文三学部第六年報』
 - (26) 『東京大学法理文三学部第六年報』
 - (27) 『含要類纂』卷八十三文部省開申
 - (28) 『文部省往復』明治十年之内丙
 - (29) 『東京帝国大学五十年史』
 - (30) 『東京英語学校規則』明治八年度
 - (31) 前掲『東京開成学校諸規則』
 - (32) 『日本近代教育百年史3』(国立教育研究所編)一一八五頁中の記述には「高等語学科の一・三年と高等語学科の一・二年に組まれていた教育内容を再編成したのであることがわかる」とあるがこれについては一考を要すると思われる。即ち本稿において指摘したように東京開成学校普通科の影響も無視できないのである。
 - (33) 明治十二年十一月
 - (34) 明治十四年八月
 - (35) 明治十五年六月
 - (36) 明治十八年八月
- (しんややすあき・百年史編集室)